

「固定資産税前納報奨金制度廃止」への意見及び意見に対する回答について

固定資産税前納報奨金の廃止について、固定資産税の納税者の皆様にご意見を募集しましたところ、約9,000件の送付件数に対して15件のご意見がありました。

意見提出率は0.17%で、15件のご意見の内訳は、『廃止について賛成』が3件、『交付率の変更』が3件、『納付方法の改善を条件に廃止可』が1件、『廃止について反対』が8件となっております。ご提出いただきましたご意見と当町の回答を下記に記載いたします。

1. 『廃止について賛成』(番号1～3)

番号	提出意見の全文(原文のまま)	意見に対する回答
1	<p>2. 報奨金制度の廃止について、廃止を検討している主な理由</p> <p>①日本経済の発展に伴い納税環境も変化し、導入時の目的は達成された。</p> <p>②全額一括納付できるだけの資力に余裕がない方には利用しづらい制度であり、納税者間に不公平感が生じている。</p> <p>等々、一括納付しづらい方々も居られる事もあり、各々の皆様の生活状態もありなので報奨金の規定の削除・廃止等、仕方ないかと思えます。(町外 個人)</p>	<p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>また、意見募集のご案内の文書に記載しましたとおり、制度導入から長い年月が経過し、当初の目的である地方税制の広報的役割についてはおおむね達成されたと考えます。</p>
2	<p>固定資産税前納報奨金の廃止を求めます。(町外 個人)</p>	<p>さらに、現在の低金利時代においては、制度導入当初に期待されていた税金の早期徴収による財源不足の借入金金利の軽減効果も期待できないことから、前納報奨金制度については見直しの時期にきていると考えます。</p>
3	<p>いつも小豆島町でお世話になっております。</p> <p>税金お支払においては、当前の事だと思ひ、一生懸命働き、住まさせて頂いております。</p> <p>生活をしていく上、正直両親を介護、自身の体調不良が続き、毎日がしんどいです。資力経済的にも余裕がなくなり、利用しづらい制度だと思ひ感じるしだいです。</p> <p>できれば、年々厳しくなる財政状況の中、行財政改革をご検討して頂きたいです。固定資産税前納報奨金の廃止を希望します。</p> <p>よろしくお願ひ致します。(町内 個人)</p>	

2. 『交付率の変更』（番号4～6）

番号	提出意見の全文（原文のまま）	意見に対する回答
4	<p>お世話になっております。</p> <p>本日、郵便にて固定資産税納税通知書を受け取りました。通知が来るのをまだかまだかと待っておりました。</p> <p>当社年税額 2,539,100 円 前納法報奨金 44,380 円となっております。この金額を見てから、月末資金繰りの段取りのため本日中に銀行へ連絡する予定でおりました。</p> <p>5 月末は消費税の予定納税の月でもあり、毎月 5 月末を越すのは大変です。前納報奨金は、当社にとりましては借入金利息に充当するつもりでおりました。</p> <p>昨今の景気の動向より、売上に比例した法人税と違い、固定した租税公課という経費「固定資産税」は、事業規模の大なり小なりはあるにしろ業績の思わしくない事業者にとりましては大きな負担です。廃止理由の「②全額一括納付できるだけの資力に余裕がない方には利用しづらい制度であり、納税者間に不公平感が生じている。」とのことですが、納税者がどのような思いでお金を工面して最優先に税金を納めているのかを考慮していただきたいです。</p> <p>確かに 57.9%の前納利用者で 5,733,030 円は大きい金額と思います。滞納額がどれほどあるかはわかりませんが、こちらは、一生懸命に納める努力をしております。</p> <p>報奨金の計算方法は知りませんでしたが、せめて借入金の利息程度にはなるように残していただきたいです。気がつけば、$44,380/2,539,100=1.747\%$になりますので、超低金利の時代にありがたい金額となっております。ありがとうございました。</p> <p>計算方法を改めていただき最優先で納税できるようにしていただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">（町内 法人）</p>	<p>固定資産税とは、固定資産（土地、家屋及び償却資産の総称。）に課される税金のことを言います。</p> <p>固定資産税は、事業の業績、所得にかかわらず、資産の所有と言う面においてのみに着目してご負担を願っているものでありますが、その根拠は、日本国憲法に定める納税の義務にあり、憲法に基づく地方税法にありますので、このご負担にご理解いただきたいと思ひます。また、「適正な時価」を課税標準額としており、土地・家屋については 3 年に 1 度、償却資産では毎年度、価格の見直しを行っております。</p> <p>貴社の例によりますと 2・3・4 期の各期税額 634,000 円を、2 期分を 2 か月、3 期分を 5 か月、4 期分を 7 か月、合わせて 14 か月の早期に納めていきますので、1,902,000 円を 4 か月と 2/3 月早期に納めることとなります。上記金額に対する借入金利息は、現在の借入金利（0.7%）において計算すると 5,177 円となり、現在の前納報奨金の金額とかい離があります。</p> <p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>また、意見募集のご案内の文書に記載しましたとおり、制度導入から長い年月が経過し、当初の目的である地方税制の広報的役割についてはおおむね達成されたと考えます。</p> <p>さらに、現在の低金利時代においては、制度導入当初に期待されていた税金の早期徴収による財源不足の借入金金利の軽減効果も期待できないことから、前納報奨金制度については見直しの時期にきていると考えます。</p>

番号	提出意見の全文（原文のまま）	意見に対する回答
5	<p>納税する側としては、金額もそこそこのので一度に引き落としてくれたほうが精神的に落ち着く。報奨金の額（5,733,030 円）が多いのであれば、徴税コストとか資金運用等の徴税側のメリットも勘案して、交付の率を引き下げてでも継続して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">（町内 個人）</p>	<p>前納報奨金を廃止した場合でも、前納制度は、引き続き実施します。先の番号 4 による固定資産税 2,539,100 円の例によりますが、利息は借入金金利（0.7%）では 5,177 円となります。</p> <p>この借入金金利を勘案して交付率を引き下げる場合を仮定しますと、本町において最も頻度の多い負担区分の方々では、前納報奨金が 10 円未満となります。前納報奨金は、10 円未満については交付しないとなっているため、大部分の方に交付されない状況となります。</p>
6	<p>いきなり廃止は反対です。 ただし、暫定的に減額するというのは？（0 にするのは反対）</p> <p>理由</p> <p>①良い慣習はなくさないで下さい。 （例えば我国では、生命保険料年払他まだまだメリットはたくさん残っています。）</p> <p>②ささやかなやりくりの喜びを削がないで下さい。 （永年前もって積み立てておいて、一括納税してきました。） （無計画で、その日暮しをする様なげやりな生活はしたくありません。）</p> <p>どうか夢と、希望の持てる町で在り続けて下さい。</p> <p style="text-align: right;">（町内 個人）</p>	<p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>また、意見募集のご案内の文書に記載しましたとおり、制度導入から長い年月が経過し、当初の目的である地方税制の広報的役割についてはおおむね達成されたと考えます。</p> <p>さらに、現在の低金利時代においては、制度導入当初に期待されていた税金の早期徴収による財源不足の借入金金利の軽減効果も期待できないことから、前納報奨金制度については見直しの時期にきていると考えます。</p> <p>日々の生活の中で色々和努力をされた中から納税の義務を果たされておられることに感謝いたします。しかしながら、先の番号 5 による回答をご覧いただき、ご理解いただきたいと思います。</p>

3. 『納付方法の改善を条件に廃止可』（番号 7）

番号	提出意見の全文（原文のまま）	意見に対する回答
7	<p>前納報奨金制度は存続させて頂きたいです。 多少ではありますが税の軽減になりますし、支払のために足をはこぶ回数が一度ですみますので手間の軽減になっています。</p> <p>どうしても廃止する場合は自動車税（県税）の用にクレジットカードによる納税方法を採用して下さい。以上宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">（町内 個人）</p>	<p>前納報奨金を廃止した場合でも、固定資産税の前納制度は、引き続き実施します。</p> <p>クレジットカード決済のみならず、コンビニ収納等につきましては、導入費用や手数料の関係から導入に至っておりませんが、今後は納税者の皆様の利便性向上のため、導入に向けて前向きに検討を進めてまいります。</p>

4. 『廃止について反対』（番号8～15）

番号	提出意見の全文（原文のまま）	意見に対する回答
8	<p>わたくし的にはこの制度今後とも続けるべきであると思います。納税者は前納でメリットもあり手間省けてよく町として効率的なものと思います。</p> <p>前納した資金上手く利用してください。</p> <p>又は、銀行への手数料を抑えられると思います。</p> <p>これが私の意見です。</p> <p style="text-align: right;">（町内 個人）</p>	<p>前納報奨金を廃止した場合でも、固定資産税の前納制度は、引き続き実施します。</p> <p>また、前納報奨金の廃止により、これまで前納していたすべての方が納期毎の納付に変更した場合の経費（約 32 万円）よりも、前納報奨金額のほうが勝っており、費用軽減の観点からも前納報奨金廃止の方が効果的となっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p>
9	<p>前納報奨金は、前払いの動機づけとなっているので、廃止せず、続けてほしい。</p> <p style="text-align: right;">（町内 個人）</p>	<p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>また、意見募集のご案内の文書に記載しましたとおり、制度導入から長い年月が経過し、当初の目的である地方税制の広報的役割についてはおおむね達成されたと考えます。</p> <p>さらに、現在の低金利時代においては、制度導入当初に期待されていた税金の早期徴収による財源不足の借入金金利の軽減効果も期待できないことから、前納報奨金制度については見直しの時期にきていると考えます。</p>
10	<p>不動産需要の減退で維持困難になっている現状、固定資産税の負担が重荷になっている状況でありこれ以上の税負担の増加は賛成できません。</p> <p style="text-align: right;">（町外 個人）</p>	<p>固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税しており、土地・家屋については3年に1度、償却資産については毎年度、価格の見直しを行っており、不動産需要等も考慮したものとなっております。</p> <p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>また、意見募集のご案内の文書に記載しましたとおり、制度導入から長い年月が経過し、当初の目的である地方税制の広報的役割についてはおおむね達成されたと考えます。</p> <p>さらに、現在の低金利時代においては、制度導入当初に期待されていた税金の早期徴収による財源不足の借入金金利の軽減効果も期待できないことから、前納報奨金制度については見直しの時期にきていると考えます。</p>

番号	提出意見の全文（原文のまま）	意見に対する回答
1 1	<p>前納報奨金制度は是非続けて頂きたいと思います。 当方、固定資産税の年額が毎年 24 万円を超しており 4,270 円が報奨金として適応されております。 一括で払えば報奨金が返ってくるという仕組みは納税者にとっては有難いです。 制度の存続を期待しています。</p> <p style="text-align: right;">（町内 個人）</p>	<p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>また、意見募集のご案内の文書に記載しましたとおり、制度導入から長い年月が経過し、当初の目的である地方税制の広報的役割についてはおおむね達成されたと考えます。</p> <p>さらに、現在の低金利時代においては、制度導入当初に期待されていた税金の早期徴収による財源不足の借入金金利の軽減効果も期待できないことから、前納報奨金制度については見直しの時期にきていると考えます。</p>
1 2	<p>現状維持をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（町外 個人）</p>	<p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>また、意見募集のご案内の文書に記載しましたとおり、制度導入から長い年月が経過し、当初の目的である地方税制の広報的役割についてはおおむね達成されたと考えます。</p> <p>さらに、現在の低金利時代においては、制度導入当初に期待されていた税金の早期徴収による財源不足の借入金金利の軽減効果も期待できないことから、前納報奨金制度については見直しの時期にきていると考えます。</p>
1 3	<p>物価は上り年金は下がり稼ぐことのできない高齢者は残り少ない人生です。今までより何事によらず負担増になることは反対です。余裕があるから一括払いにしているのではなく少しでも負担が少なくなるためです。</p> <p>元気で働いて稼げる者にはさほどでもないかもしれないが臨時支出はあっても臨時収入のない弱者にとってはこたえます。</p> <p style="text-align: right;">（町内 個人）</p>	<p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>固定資産税は、町の重要な財源となっており、福祉施策等の財源であります。確かに固定資産税は、所得に応じておりませんが、地方税法の規定により、固定資産の所有者に課税することになっておりますのでご理解いただきたいと思います。</p>

番号	提出意見の全文（原文のまま）	意見に対する回答
14	<p>意見：前納奨励金制度の廃止には反対です。</p> <p>理由：当方が所有する旧小豆島ヴィラ（小豆島町西村字陰阻山）内の土地・家屋は、平成26年2月に同ヴィラ管理会社であった高松観光開発会社が倒産して以来、水道・電気等のライフラインが断たれたままで、使用不能な状態になっております。管理会社もない状態では今後利用することは難しく、資産価値も下落著しい物件です。</p> <p>そのような状況下でも、固定資産税の通知書だけは同じ税額の納付通知書が依然と全く同じ様に送られてきます。資産価値の低下を反映した税率に改定して欲しい旨、貴税務課にも問い合わせしましたが、評価改訂については時期等の具体的な事は分らないとのご返事でした。逆に企画財政課が推進されている「空き家バンク」への登録を勧められました。しかし、当方の調査及び当該地域の不動産業者3社から得た情報では、当方が所有する物件は売買の対象にならず、資産価値がほとんど無い事が分かりました。従って同バンクへは未登録のままです。過去にも管理会社を通じ売却を試みたが反応は皆無でした。</p> <p>なお、本年の納税通知が届きましたので、前納金奨励金490円を差し引いて全額を納付致しました。少額と雖も負担が減るので助かります。廃止されては困ります。</p> <p style="text-align: right;">（町外 個人）</p>	<p>固定資産税については、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税しており、土地・家屋については3年に1度、償却資産については毎年度、価格の見直しを行っており、不動産需要等も考慮したものとなっております。</p> <p>ご意見に記載されました物件についても、土地の時価に応じた負担をお願いしておりますし、建物についても評価基準に基づく評価調整(時価調整)を行っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>また、意見募集のご案内の文書に記載しましたとおり、制度導入から長い年月が経過し、当初の目的である地方税制の広報的役割についてはおおむね達成されたと考えます。</p> <p>さらに、現在の低金利時代においては、制度導入当初に期待されていた税金の早期徴収による財源不足の借入金金利の軽減効果も期待できないことから、前納報奨金制度については見直しの時期にきていると考えます。</p>

番号	提出意見の全文（原文のまま）	意見に対する回答
15	<p>この度、標記ご案内を戴き、大変残念に思うと同時に、本制度廃止は是非思いとどまって戴きたくメールします。</p> <p>〔廃止理由要点〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、日本経済の発展に伴い（中略）導入時の目的（＝納税意欲を高め税収の早期確保）は達成された 2、全額一括納付できる資力のない人には利用しづらく不公平。 3、前納報奨金額相当を他の施策で活用。 4、全国的流れ。 <p>毎年全額一括納付して、わずか数百円割り引いてもらっている当家としては、上記のいずれの理由もピンときません。</p> <p>むしろ、自動引落や振込の手間を考えると、もっと割り引いてもらいたいほどです。</p> <p>特に、1戸当たりせいぜい千円程度の報奨金を廃止したところで、いったいどのような新施策が展開できるのか疑問であり、むしろせっかく気持ち良く全額前納している人の反感を買うばかりと思います。</p> <p>まして、よその町村の動向など何の理由にもならず、むしろ小豆島町独自の施策として残し、有効な手立てをアピールすべきです。</p> <p>以上。</p> <p style="text-align: right;">（町外 個人）</p>	<p>小豆島町における固定資産税を含む町税の納付方法は、「納付書による金融機関窓口等での支払」と「申請いただいた金融機関からの口座振替」となっており、納税者の皆様にご足労をおかけしているかと存じます。</p> <p>しかしながら、納税は、日本国憲法第30条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められているとおり、日本国民に課せられている義務でありますので、納税の手間等により、税を割引するということはできかねますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>前納報奨金の廃止により、前納報奨金分だけ負担増となってしまいますが、他の税金では実施していないことや一括納付できない方には利用できないなど、納税者間に不公平感が生じております。</p> <p>今後は、前納報奨金の制度導入当時の目的の一つである納税意欲のさらなる向上に向けて、先の番号7で回答しましたとおり、クレジットカード決済やコンビニ収納など納税者の皆様が利用しやすい納付方法について検討してまいります。</p> <p>意見募集のご案内の文書に記載しましたとおり、制度導入から長い年月が経過し、当初の目的である地方税制の広報的役割についてはおおむね達成されたと考えます。</p> <p>さらに、現在の低金利時代においては、制度導入当初に期待されていた税金の早期徴収による財源不足の借入金金利の軽減効果も期待できないことから、前納報奨金制度については見直しの時期にきていると考えます。</p>